

令和3年7月19日

北海道薬剤師会北見支部 様
北見市内各居宅介護支援事業所 様
北見市内地域包括支援センター 様
北見市内小規模多機能型居宅介護 様
北見市内看護小規模多機能型居宅介護 様

北見市医療・介護連携支援センター センター長
北見市保健福祉部 地域包括ケア推進 担当主幹

居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)の相談手順の標準化と使用文書の活用について

日頃より、北見市における医療・介護連携推進事業にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さてこの度、居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)の相談に係る手順の標準化と使用文書並びに開始時期について別添の通り要領を定めましたので各機関におかれましてはご周知頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)の相談手順の標準化と使用文書の活用に関わる要領
2. 居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)開始までの相談手順
3. 訪問薬剤指導相談票・利用申込書 様式3

開始時期：令和3年8月2日(月)より

以上

【担当】 北見市医療・介護連携支援センター 関 建久 TEL 0157-51-1244(センター直通) FAX 0157-51-1241 Mail kitami.medicare@nouge.gr.jp
--

居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)の相談手順の標準化と使用文書の活用に関わる要領

1. 目的

- 本通知は北見市における居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)の開始にあたり、介護支援専門員等と調剤薬局の薬剤師が行う手順を示し、北見市における居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)等の積極的かつ円滑な活用を図り、もって在宅療養者の健康維持に資することを目的とします。

2. 策定の経過と通知要旨

- 介護支援専門員が薬剤師へ相談する際、電話などで依頼する場合には「こんな相談をしていいのだろうか」や「うまく説明できないかもしれない」などの心理的な障壁が作用するために、相談しづらいのではないかと考え、まずは相談を持ち掛ける際に手順や使用様式を定型化することにより、薬剤師への相談しやすさが図れると考えました。
- そこで北海道薬剤師会北見支部、北見地域介護支援専門員連絡協議会及び北見市医療・介護連携支援センターで協議を行い、「居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)の相談手順」及び「訪問薬剤指導相談票・利用申込書 様式3」を作成いたしました。(別添)

3. 手順について

- 本手順の対象は北見市内に在住する要支援・要介護高齢者で、ケアマネジャー等によるアセスメント(訪問看護師やヘルパーなどからの情報提供を含む)などにより、居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)の相談や、調剤薬局の薬剤師へ相談をしたい際に実施します。

4. 使用する文書について

- 訪問薬剤指導相談票・利用申込書 様式3
介護支援専門員が居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)を活用したい時、または調剤薬局の薬剤師へ相談したい際に用いる文書です。

5. 開始期日

- 令和3年8月2日(月)から開始とします。

6. 問い合わせ先

- 北見市医療・介護連携支援センター TEL 0157-51-1244
メール kitami.medicare@nouge.gr.jp

7. その他

- 訪問薬剤指導相談票・利用申込書様式3は、北見市ホームページ「在宅医療介護連携推進事業」または、北見市医療・介護連携支援センターホームページからダウンロード可能です。

作成者
北見市医療・介護連携支援センター

居宅療養管理指導(訪問薬剤指導)開始までの相談手順書

訪問薬剤指導開始までの介護支援専門員と薬剤師が実施する手順	
1	ケアマネジャー等によるアセスメント。 (訪問看護師やヘルパーなどからの情報提供を含む)
2	ケアマネジャーが本人、家族から薬剤師による居宅療養管理指導、または薬剤師へ相談することについて同意を得る。
3	ケアマネジャーが利用者の調剤薬局へ相談。 ● 「訪問薬剤指導相談票・利用申込書」を調剤薬局へ FAX する。 ※ 別添「北見市医療・介護連携推進事業 様式3 訪問薬剤指導相談票・利用申込書 (R3 年度)」 ● FAX を基に情報を共有し問題点を確認するなど相談する。 ● 薬剤師が訪問の必要性について判断する。 ● 相談の結果、居宅療養管理指導以外の別の対応の場合もあります。 (他の調剤薬局への調整、訪問薬剤指導の形式以外の服薬支援など)
4	薬剤師が利用者、患者宅へ訪問し、状況を把握する。 ● 薬剤師が介入の必要性を判断する。 ● 薬剤師が利用者、患者へ訪問の意義・目的を説明し同意を得る。
5	薬剤師は医師へ情報提供し、医師からの訪問指示を出してもらう。
6	訪問薬剤管理指導(居宅療養管理指導)の開始 薬剤師は医師、ケアマネジャーへ情報提供を行う。

参考資料：「在宅訪問が可能な薬局」は以下のサイトで確認できます

北海道薬剤師会ホームページ＞道民の皆様へ＞在宅医療と薬剤師＞在宅医療受入可能薬局リスト＞北見支部(在宅医療受入可能薬局リスト) PDF ファイル

http://www.doyaku.or.jp/zaitaku/data/kitami_zaitaku.pdf

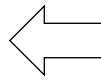
(Ctrl キーを押しながらリンク先を表示してクリックしてください)

訪問薬剤指導相談票・利用申込書

令和 年 月 日

調剤薬局名	
担当者名	

様



事業所名	
担当者	
電 話	

【依頼内容】

- ☐ 利用者について訪問薬剤指導の相談をしたく連絡します。ご意見をお聞かせ頂けると幸いです。
- ☐ その他

【利用者基本情報】

受付No.		介護度	☐ 要支援	☐ 要介護	☐ 申請中	
フリガナ		☐ 男	生年月日	☐ 明治	☐ 大正	☐ 昭和
利用者氏名		☐ 女	年	月	日生	才
住 所				電話		
主治医	医療機関名		診療科		医師名	
主病名			他の医療機関			

【訪問薬剤指導アセスメントシート】

現在の療養状況	食生活	☐ 食欲が低下している	☐ 味覚が変化してきた	☐ 1日3回食べていない(食事回数 回)	
		☐ 吐き気がしやすい	☐ 誤嚥しやすい	☐ 胃痛がしやすい	
	排 泄	☐ 尿の色が変化した(☐ 変色 ☐ 濁り)	☐ 尿が出にくい	☐ 便秘がち	
	睡 眠	☐ 不眠がち	☐ 眠剤を使用している	☐ 眠剤の効果があまりない	
	運 動	☐ 転倒の既往がある	☐ ふらつきがある	☐ 手が震える	
医療処置	認知機能	☐ 失認あり	☐ 失行あり	☐ 言語障害 (失語) あり	
		☐ 記憶障害がある			
	経管栄養	☐ 胃ろう	☐ 点滴	☐ 中心静脈栄養	
	☐ 疼痛管理	☐ 腹膜透析	☐ 血液透析	☐ 各種カテーテル管理	
	☐ 創や褥瘡の処置	☐ 尿路系管理 (☐ 留置カテーテル・ ☐ 自己導尿・ ☐ 人工膀胱)			
服 薬	☐ 在宅酸素療法	☐ 人工呼吸器 (☐ マスク式・ ☐ 気管切開下)	☐ その他		
	☐ 決められたように薬が飲めない (飲み残しや、予定より早く薬がなくなることがある)				
	☐ 処方された薬が残っている				
リハ	☐ 薬に対する理解が不十分であり、服薬が中断する心配がある				
	☐ 複数の薬局から調剤を受けている				
	☐ 錠剤が飲めない ☐ 散薬でむせる ☐ 薬を自己管理していない、できていない(管理者)				
療養全般	☐ 寝たきりや廃用症候群になりやすい ☐ 継続してリハビリが必要				
	☐ 終末期を自宅で過ごしたいという希望がある ☐ 病状が不安定で、入退院を繰り返している				
	☐ 在宅療養に対する本人・家族の不安が大きい ☐ 家族の負担が大きい				
特記事項	☐ 一人暮らし ☐ 高齢者世帯 ☐ 日中に家族が不在等介護する人がいない				